

◆ 用語解説 (50 音順)

【ア行】

「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(人種差別撤廃条約) : P 64 ※81

昭和 40 (1965) 年 12 月 21 日、国連採択。日本は平成 7 (1995) 年 12 月に批准、翌平成 8 (1996) 年 1 月 14 日に発効。この条約でいう「人種差別」とは、人種・皮膚の色・世系 (descent。出生によって決定される社会的地位や身分)・民族的または種族的出身 (origin) に基づく区別や除外、制約や優先であって、政治・経済・社会・文化その他の公的な生活の分野で、人権と基本的自由の平等の立場での承認や享有や行使を無効にしたり害する目的や効果を持つものを意味しています。

この条約の履行を確保するため、締約国は種々の国内措置をとっており、また人種差別撤廃委員会という国際機関を設置しています。この委員会は、締約国の報告を審議し、異議申立てを受理するほか、一定の条件で、個人や団体の申立ても受理し、審理することができるようになっています。

「育児・介護休業法」 : P 29 ※39

正式名は「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」。平成 4 (1992) 年「育児休業法」を施行し、平成 7 (1995) 年同法全面施行。同法を大幅改正し、平成 11 (1999) 年「育児・介護休業法」施行。労働者の仕事と育児や介護を両立できるよう支援するため、幾度か改正し、直近は、平成 24 (2012) 年改正・施行。この法律は、育児休業・介護休業、子の看護休暇、介護休暇、育児短時間勤務制度、介護短時間勤務制度等の措置、育児のための所定外労働の制限、育児・介護のための法定時間外労働及び深夜業の制限等について定めています。

「いじめ防止対策推進法」 : P 31 ※44

平成 25 (2013) 年 6 月公布・同年 9 月施行。この法律は、いじめが、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであることに鑑み、児童等の尊厳を保持するため、いじめの防止等のための対策に関し、基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにし、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定について定めるとともに、いじめの防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

「インクルーシブ教育システム」 : P 50 ※69

「障害者の権利に関する条約」(平成 18 (2006) 年国連採択) 第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであると述べられています。

「インフォームド・コンセント」 : P 14 ※21

説明と同意のことで、医師は患者に対して、受ける治療内容の方法や意味、効果、危険性、その後の予想や治療に必要な費用について、十分かつ、わかりやすく説明する義務があるといわれています。また、その時、患者は自分の身体のなかでどのようなことが起こっているのか知る権利があり、医師から十分な説明を受けて、疑問を解消し納得したうえで治療を受けることに同意することを併せていいます。

「エイズ予防法」 : P 54 ※D

平成元 (1989) 年 1 月公布・同年 2 月施行。正式名称は「後天性免疫不全症候群の予防に関する法律」。後天性免疫不全症候群 (エイズ) の予防及び後天性免疫不全症候群患者に対する適正な医療の普及を図ることによって、後天性免疫不全症候群が個人的にも社会的にも害を及ぼすことを防止し、もって公共の福祉を増進することを目的として制定された法律です。なお、この法律は、平成 11 (1999) 年に廃止されています。

「H I V」 : P 54 ※75

H I V (Human Immunodeficiency Virus : ヒト免疫不全ウイルス)。エイズ (後天性免疫不全症候群) の原因となるウイルスで、非常に感染力の弱いウイルスです。通常の社会生活では感染者と暮らしても、まず感染することはありません。このウイルスが体のなかで増えると、体に備わっている抵抗力 (免疫) が徐々になくなり、健康なときにはかからない感染症や悪性腫瘍が引き起こされることがあります。

◆ 用語解説 (50音順)

「NGO (Non Governmental Organization)」 : P 6 ※C

「非政府組織」のことであり、国連活動などで民間団体を強調するために使われてきた言い方で、NPOと同様に「非営利」であることが条件となります。なお、営利を目的としないことを強調するか、政府でないことを強調するかの違いはありますが、非営利であり、非政府であるという点では同じものをさしているといえます。

「NPO (Non Profit Organization)」 : P 6 ※B

直訳すると「非営利組織(団体)」になりますが、一般的には、「一定の組織を持ち、収益事業を行っても利益配分をせずに目標達成のために再投資する『民間団体(非営利)』であり、行政のコントロールを受けず自発性と独立性がある」といった特徴を持った組織の略称です。

「NPO法人こうち被害者支援センター」 : P 70 ※85

平成19(2007)年4月に被害者支援の拠点として設立され、犯罪や交通事故にあった方やその家族の方の精神的なケアや悩みの解決などを支援しています。なお、平成24(2012)年に高知県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」に指定されています。

事務所：高知市永国寺町6-16 永国寺第2ビル3階 (電話) 088-854-7511

相談：月～金曜日(祝日除く) 10:00～16:00 (電話) 088-854-7867

【 力行 】

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」 : P 54 ※77

平成10(1998)年公布・平成11(1999)年施行。従来の「伝染病予防法」「性病予防法」「エイズ予防法」の3つの法律を統合し制定。この法律の前文では、「エイズ等の感染症の患者に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後を生かすことが必要である」と明記し、患者等の人権尊重に配慮した内容になっています。

なお、同法は数回の改正を行っており、平成19(2007)年4月改正では、「結核予防法」の統合や、人権尊重や最小限度の措置の原則を明記しています。

「企業等」 : P 6 ※13

この基本方針で示す企業等とは、民間企業や事業所、協同組合、NPO※B、NGO※C、その他の法人や民間の団体等、あらゆる組織をさしています。

「県策定の防災・災害対策関連の条例など」 : P 80 ※89

「高知県地域防災計画」の「一般対策編」及び「火災及び事故災害対策編」は、平成24(2012)年に改正。「震災対策編」は、平成26(2014)年に改正。

「高知県南海地震対策行動計画」は、平成21(2009)年4月策定。第2期の計画は平成25(2013)年6月に策定し、「高知県南海トラフ地震対策行動計画」に名称を変更しています。

「第2期 日本一の健康長寿県構想」(平成24(2012)年2月策定)では、「南海トラフ地震対策の加速化・強化の取り組み」についても掲げています。

なお、「高知県南海地震による災害に強い地域社会づくり条例」(平成20(2008)年3月策定)については、平成26(2014)年3月の改正で「高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例」に名称を変更しています。

「(公財)高知県国際交流協会」 : P 64 ※82

文化・情報・産業など各分野における地域の国際化を目的に、平成2(1990)年11月に設立。民間国際交流団体の中核的役割を担い、様々な国際交流の講座やイベント等の開催により、県民の国際感覚を養うとともに、外国人への差別の解消に向けた啓発を行っています。

事務所：高知市本町4-1-37 (電話) 088-875-0022

「(公財)高知県人権啓発センター」 : P 12 ※20

あらゆる人権に関する問題について県民の理解と認識を深め、その解決を図るための人権に関する啓発事業や講演会、県内の職場などで行われる研修等への講師派遣などを実施しています。

なお、現在、高知県立人権啓発センターの指定管理者となっています。

事務所：高知市本町4-1-37 高知県立人権啓発センター5階 (電話) 088-821-4681

「高知家の子ども見守りプラン～少年非行の防止に向けた抜本強化策～」：P31 ※48

平成25（2013）年6月策定。少年非行の課題解決に向けて必要となる抜本的な対策や今後の目指すべき姿などを取りまとめて示しています。

「高知県高齢者保健福祉計画・第5期介護保険事業支援計画」：P40 ※55

平成24（2012）年3月策定。本県における高齢者の保健福祉の向上を図るための「高齢者保健福祉計画」と、市町村の介護保険事業計画の達成を支援するための「介護保険事業支援計画」を一体的に作成し、県の指針とする計画です。

「高知県子ども条例」：P31 ※45

平成16（2004）年制定時は「高知県子ども条例」・平成24（2012）年12月改正・平成25（2013）年4月施行。この条例は、子どもの尊厳及び権利が守られ、子どもが健やかに成長することができる環境づくりについての基本理念を定め、県、保護者、学校関係者等及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本となる事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、もって全ての子どもが心豊かに成長することができる社会の実現に資することを目的としています。

「高知県子どもの環境づくり推進計画」：P31 ※47

平成19（2007）年策定・平成24（2012）年、第2期策定・平成25（2013）年、高知県子ども条例改正施行により、第3期策定。条例の目的及び基本理念を実現するための推進計画であり、12のプランを示しています。

「高知県人権教育基本方針」：P7 ※14

平成14（2002）年4月1日策定（高知県教育委員会）。あらゆる教育の場で、人権尊重の精神の涵養を目的とした教育活動に取り組む人権教育の基本方針を定めています。

「高知県人権教育推進プラン 人権教育のすすめ」：P7 ※15

平成15（2003）年3月策定、平成19（2007）年3月改訂版策定（高知県教育委員会）。「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「高知県人権施策基本方針」、「高知県人権教育基本方針」に基づいた県教育委員会としての人権教育の取組の方向を示しています。

なお、このプランでは、人権教育の4つの視点として、「すべての人が等しく学習機会を得る」「人権や人権問題について学ぶ」「人権が大切にされた環境で学ぶ」「人権が大切にされる社会をめざす」を示し、この視点を教育のあらゆる場で大切しなければならないと示しています。

「高知県人権施策基本方針」：P3 ※12

平成12（2000）年3月策定。この基本方針では、「高知県人権尊重の社会づくり条例」及び「人権教育のための国連10年」高知県行動計画で例示している「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「H I V 感染者等」「外国人」の7つの人権課題について、共通する施策の方向性を示すとともに、それぞれの問題の現状と課題を明らかにし、推進方針を定めています。

「高知県人権施策推進委員会」：P87 ※93

委員長を知事が務める委員会で、①高知県人権施策基本方針の推進に関すること。②人権侵害に関すること。③その他の人権施策の推進に関すること。の3つの事項を所掌しています。

「高知県人権尊重の社会づくり協議会」：P3 ※11

高知県人権尊重の社会づくり条例の第6条に基づき設置したもので、関係行政機関の職員や学識経験者で組織しており、その役割は次のとおり規定されています。

第6条 人権施策の推進に関し、必要に応じて重要事項を調査協議させるため、高知県人権尊重の社会づくり協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 知事は、前条の人権施策の基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ協議会の意見を聴くものとする。

3 協議会は、人権尊重の社会づくりに関する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

◆ 用語解説 (50音順)

「高知県人権尊重の社会づくり条例」：P 3 ※9

平成10（1998）年3月30日公布・4月1日施行。この条例は第1条で、「人権尊重の社会づくりについて、県、市町村、県民（県内に在住する個人並びに県内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体をいう。）の責務を明らかにするとともに、施策の基本的な方針に関し必要な事項を定めることにより、同和問題をはじめとするあらゆる人権に関する取組を推進し、もって真に人権が尊重される明るい社会づくりに寄与することを目的とする。」と定めています。

「高知県DV被害者支援計画」：P 23 ※34

平成19（2007）年策定・平成24（2012）年「第2次高知県DV被害者支援計画」策定。配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための取組を、総合的、体系的に実施するための基本的な計画を定めています。

「高知県ひとにやさしいまちづくり条例」：P 47 ※67

平成9（1997）年3月25日公布・同年4月1日施行・平成11（1999）年12月27日改正・平成12（2000）年4月1日施行。この条例の目的については、同条例第1条に、「この条例は、ひとにやさしいまちづくりについて、県、市町村、事業者及び県民の責務を明らかにするとともに、施策の基本方針を定めることにより、障害者、高齢者等が安全かつ快適に利用することができる施設等の整備その他のひとにやさしいまちづくりのために必要な施策を推進し、もってすべての県民が安全かつ快適に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。」と記されています。

「高知県立人権啓発センター」：P 87 ※94

あらゆる人権に関する問題について、県民の理解と認識を深め、その解決を図るとともに、県民の福祉の向上に寄与することをねらいとして、昭和58（1983）年から業務を行っています。具体的には、ホールや視聴覚室の貸出や、図書・視聴覚教材の貸出・閲覧ができるようにしています。

「高知県立ふくし交流プラザ」：P 43 ※56

明るく豊かで活力のある長寿・福祉社会づくりを推進するための総合施設で、全階に視覚障害者誘導システムや障害者用トイレを設けるなど、障害のある人や高齢者に配慮した様々な工夫がされている施設です。

事務所：高知県高知市朝倉戊 375-1 （総合案内）088-844-9007

「こうちこどもプラン（高知県次世代育成支援行動計画）」：P 31 ※46

平成17（2005）年、第1期＜前期計画＞策定・平成22（2010）年、第2期（後期計画）策定。この計画は、「次世代育成支援対策推進法」（平成15（2003）年制定）に基づき、前期計画では、「次代を担う高知の子どもたちが健やかに育つための環境づくり」を目指して取組を行ってきました。後期計画は、平成22（2010）年度から平成26（2014）年度までの5年間を計画期間とし、「次代の親を育成するための若者の就職支援」や「児童虐待防止対策など要保護児童への対応」などに取り組んでいます。

「こうち男女共同参画センター『ソーレ』」：P 23 ※37

男女が共に女性問題について認識を深め、その解決に向けた様々な活動を支援する総合的な機能を有する拠点施設です。平成11（1999）年に「こうち女性総合センター『ソーレ』」として開館し、平成16（2004）年に現在の名称に変更しています。

事務所：高知市旭町3丁目115番地 （電話）088-873-9100

「こうち男女共同参画プラン」：P 23 ※33

平成13（2001）年度策定・平成16（2004）年度改定・平成23（2011）年度改定。

「高齢社会対策基本法」：P 39 ※53

平成7（1995）年11月公布・同年12月施行。この法律では、高齢者が様々な社会活動に参加する機会を確保するとともに、社会を構成する重要な一員として尊重され、健やかで充実した生活を営むことができる社会の構築が必要であることを示しています。

「高齢社会対策大綱」：P 39 ※54

平成13（2001）年12月、閣議決定。この大綱には、高齢者の社会参加、世代間交流の活性化、高齢者の人権侵害に対する積極的な対応などが盛り込まれています。なお、平成24（2012）年9月に新たな「高齢者社会対策大綱」が閣議決定されています。

「高齢者問題国際行動計画」：P39 ※52

昭和57（1982）年、国連採択。この計画は、高齢者の問題を単なる保護やケアの提供という問題から、社会への関与と参加の問題に視点を移し、そのような視点からの政策の推進を求めたものです。

「国連で採択された主な人権関係諸条約等」：P1 ※1

- 昭和40（1965）年 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
 昭和41（1966）年 国際人権規約（社会権規約：経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約）
 （自由権規約：市民的及び政治的権利に関する国際規約）
 昭和54（1979）年 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
 平成元（1989）年 児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）
 平成18（2006）年 障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）

「個別施策層」：P54 ※78

感染の可能性が疫学的に懸念されながらも、感染に関する正しい知識の入手が困難であったり、偏見や差別が存在している社会的背景等から適切な保健医療サービスを受けていないと考えられるために施策の実施において特別な配慮を必要とする人々をいいます。

「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」（男女雇用機会均等法）：P22 ※31

昭和60（1985）年公布。この法律の前身は、昭和47（1972）年の「勤労婦人福祉法」です。この法律では、職場における採用・配置・昇進などの人事上、男女の差別を行ってはいけないと定めています。

その後も改正が繰り返され、平成19（2007）年4月1日に施行された「改正男女雇用機会均等法」では、男女双方に対する差別を禁止することと規定しています。

【サ行】**「災害リスク軽減」：P80 ※88**

災害が起こる前に、災害に対する脆弱性や災害リスクの軽減を目的とした対策を講じる、もしくは、自然現象による悪影響や被害を防ぐ、又は最小限にすることを目的とした対策を講じることです。

「児童虐待の防止等に関する法律」（児童虐待防止法）：P30 ※42

平成12（2000）年11月施行・平成16（2004）年10月改正・平成20（2008）年4月改正。この法律は、児童虐待が児童の人権を著しく侵害し、その心身の成長及び人格の形成に重大な影響を与えるとともに、わが国における将来の世代の育成にも懸念を及ぼすことに鑑み、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、児童虐待を受けた児童の保護及び自立の支援のための措置等を定めることにより、児童虐待の防止等に関する施策を促進し、児童の権利利益の擁護に資することを目的として定められています。

「児童虐待防止推進月間」：P36 ※50

厚生労働省では、児童虐待防止法が施行された11月を「児童虐待防止推進月間」と位置づけ、国はもちろん全国各地で集中的な広報・啓発活動を行っています。

また、児童虐待防止に関しては、子どもへの虐待のない社会の実現を目指す市民運動「オレンジリボン運動」も行われています。

この運動は、子ども虐待防止のシンボルマークとしてオレンジリボンを広めることで、子ども虐待をなくすことを呼びかける市民運動です。児童虐待防止全国ネットワークでは、オレンジリボン運動を通して子ども虐待の現状を伝え、多くの方に子ども虐待の問題に関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことを目指しています。

「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）：P30 ※41

平成元（1989）年11月、国連採択・平成6（1994）年4月、日本批准。この条約は、18歳未満の全ての人の保護と基本的人権を国際的に保障、推進するため、国連総会で採択されました。

特徴は、子どもを単なる保護の対象としてではなく、独自の考えや主体的な能力を持つ「大人と対等な一人の人間」としてとらえ、発達段階に応じてその権利を使いながら社会に参加していく存在であると考えていることです。なお、この条約では、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、自分を自由に表現し、自由に集いを持つことが認められるべきであり、そのために、子どもも他の人のことをよく考え、道徳を守っていく必要があること。また、私生活・家庭・住居・通信に対して、不法に干渉されないことや、暴力や虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが定められています。

◆ 用語解説 (50音順)

「児童の権利に関する宣言」：P30 ※40

昭和34(1959)年11月、国連採択。国際的な子どもの人権保障宣言。前文で「人類は児童に対し、最善のものを与える義務を負っている」との基本的な課題を提示し、世界人権宣言(昭和23(1948)年)やジュネーブ児童権利宣言(大正13(1924)年)を受け継ぎ、これを発展・定着させる見地を表明しています。

「児童福祉週間」：P36 ※49

期間は5月5日から5月11日まで。日本の児童福祉の理念の周知を図るとともに、国民の児童に対する認識を深めるための週間として、厚生省(現厚生労働省)が昭和22(1947)年から実施しており、こどもの日(5月5日)を初日とした1週間となっています。

なお、期間中は児童福祉にちなんだ行事が行われるほか、一部の子ども向け施設で子どもの入場料について無料、又は割引料金を適用するなどのイベントも実施されています。

「社会的障壁」：P46 ※59

障害がある人にとって、日常生活又は社会生活を営むうえで障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

「社会を明るくする運動」：P85 ※92

この運動は、全ての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動です。昭和26(1951)年に法務府(現在の法務省)は、「社会を明るくする運動」と名付け取り組むことにしました。なお、第60回(平成22(2010)年)からは、新名称「“社会を明るくする運動”～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」が定められています。

「障害者基本計画」：P46 ※64

「障害者基本法」に基づき策定が義務づけられているもので、「障害者対策に関する新長期行動計画」(平成5(1993)年度～平成14(2002)年度)が第1次障害者基本計画となり、第2次(平成15(2003)年度～平成24(2012)年度)、第3次(平成25(2013)年度～平成29(2017)年度)と策定されています。

「障害者基本法」：P46 ※62

平成5(1993)年12月公布・施行。昭和45(1970)年に制定された「心身障害者対策基本法」が改正されたもので、特徴は、(1)従来からの対象だった身体障害者(内部障害者を含む)と知的障害者に精神障害者が加えられたこと。(2)法の基本理念と目的が、「障害者があらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる」ものとし、「障害者の自立と社会経済活動への参加の促進」と位置づけられたこと。

(3)国に「障害者基本計画」の策定を義務づけ、毎年その進行や成果を国会に報告することとしたことなどである。なお、その後、平成16(2004)年6月・平成23(2011)年8月に改正されています。

「障害者権利擁護センター」：P52 ※73

障害者本人や養護者等からの相談を受け付けています。また、相談内容の事実確認をし、場合によっては障害者本人の安全確認を目的とした訪問などを行い、虐待防止のための支援を行います。

「障害者週間」：P51 ※70

期間は12月3日から12月9日まで。昭和57(1982)年に「障害者に関する世界行動計画」が国連総会で採択された12月3日が「国際障害者デー」、昭和50(1975)年に「障害者の権利宣言」が国連総会で採択された12月9日を「障害者の日」としていたことから、平成16(2004)年の「障害者基本法」の改正により、従来の「障害者の日」に代わるものとして、この週間が設定されました。

なお、県はこの「障害者週間」の期間中に県民の集いを開催し、各種イベント等を通じて障害のある人とない人の交流を深め、ノーマライゼーションの理念の普及啓発を図る取組として、「障害者週間の集い」を毎年、実施しています。

「障害者就業・生活支援センター」：P51 ※72

障害のある人が就労し、経済的に自立していくため、身近な地域で就職面の支援と生活面の支援を一体的に行う機関です。

「障害者職業センター」：P51 ※71

障害のある人や障害のある人を雇用する事業主などに対して、公共職業安定所(ハローワーク)と連携を取りながら、就職のための相談から就職後の職業適応指導までの一連の業務を行います。

「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約) : P46 ※61

平成18(2006)年12月、国連採択。平成19(2007)年9月、日本署名。この条約は、全ての障害者によるあらゆる人権及び基本的自由の完全かつ平等な享有を促進し、保護し、及び確保すること並びに障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として定められています。

「障害者の権利に関する宣言」 : P46 ※60

昭和50(1975)年12月、国連採択。同決議には、「障害者は、その人間としての尊厳が尊重される生まれながらの権利を有している。障害者は、その障害の原因、特質及び程度にかかわらず、同年齢の市民と同等の基本的権利を有する。…」と記されています。

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) : P47 ※66

平成25(2013)年6月公布・平成28(2016)年4月施行(予定)。この法律は、平成23(2011)年に改正された「障害者基本法」第4条に基本原則として規定された「差別の禁止」に関するより具体的な規定を示し、それが遵守されるための具体的な措置等を定めることにより、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として定められています。

なお、この法律では、政府は、差別解消の推進に関する基本方針を策定すること。国・地方公共団体等は、当該機関における取組に関する要領を策定すること(地方の策定は努力義務)。事業者は、事業分野別の指針(ガイドライン)を策定することなどが示されています。

「女子差別撤廃条約」 : P22 ※29

正式な名称は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」、昭和54(1979)年12月18日、国連採択。昭和60(1985)年6月25日、日本批准。この条約は、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念とし、具体的には、女子に対する差別を定義し、政治的及び公的活動、教育、雇用、保健、家族関係等あらゆる分野での男女の平等を規定しています。

「女性相談支援センター」 : P23 ※36

女性の抱える様々な問題について相談に応じる県の相談機関です。必要に応じて一時的な保護や自立に向けた様々な支援も行っています。また、「配偶者暴力支援センター」としての機能も持っています。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」 : P2 ※6

平成12(2000)年12月公布・施行。この法律では、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。と定義しています。

また、国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならないこと。さらに、政府は毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならないことを定めています。

「人権教育・啓発に関する基本計画」 : P2 ※7

平成14(2002)年3月、閣議決定・平成23(2011)年4月一部変更、閣議決定。この基本計画では、人権教育・啓発についての基本的な在り方や推進方策などについて定めています。

なお、各人権課題に対する取組としては、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「HIV感染者・ハンセン病患者等」「刑を終えて出所した人」「犯罪被害者等」「インターネットによる人権侵害」「北朝鮮当局による拉致問題等」をあげています。

「人権宣言に関する決議」 : P3 ※8

平成7(1995)年3月15日(高知県議会)。その内容は下記のとおりです。

昭和23(1948)年12月に公布された世界人権宣言には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたわれている。

基本的人権に係るこの理念は、人類普遍の原理としていささかも軽視されることがあってはならない。しかしながら、我が国をはじめ世界的に様々な人権問題が現実存在する。

新しい世紀の到来を目前にした今日、我々は、これらの人権問題解決のため、すべての人々がそれぞれひとりの人間として人を大切に、大切にされる人権尊重の地域社会の実現をめざして、決意を新たに、さらなる努力を期するものである。

以上、決議する。

◆ 用語解説 (50音順)

「人権教育のための国連10年」：P 1 ※2

期間 平成7(1995)年～平成16(2004)年

国連をはじめとした国際社会はもとより、国際地域社会、各国、さらには各地方レベルにおいて創意工夫を凝らした人権教育に取り組むことによって世界中に人権文化を構築し、全ての人々の人権が尊重される平和な世界を創造していくことを目的としています。

この国連の行動計画では、「人権教育」について、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されています。

「人権教育のための国連10年」高知県行動計画：P 3 ※10

平成10(1998)年7月策定。この県行動計画の内容は、具体的な行動計画として、身近な課題への対応と人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育について明記しています。

身近な課題としては、「同和問題」「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「H I V感染者等」「外国人」の7つをあげ、各課題について、「現状と課題」「人権尊重の取り組みや人権侵害」「今後の取り組み」について整理し、「今後の取り組み」では、「県の取り組み」「企業等に期待する取り組み」「県民に期待する取り組み」の具体を明記しています。

また、人権に関わりの深い職業に従事する職員への人権教育では、公務員、教育職員、警察職員、消防職員、福祉関係職員、医療関係職員をあげ、人権教育の充実について示しています。

「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画：P 2 ※5

平成7(1995)年12月15日 人権教育のための国連10年推進本部設置(本部長:内閣総理大臣)

平成9(1997)年7月4日 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画を公表

この行動計画では、学校教育や社会教育をはじめ、企業や特定の職業に従事する者に対する人権教育を強化するとともに、「女性」「子ども」「高齢者」「障害者」「同和問題」「アイヌの人々」「外国人」「H I V感染者等」「刑を終えて出所した人」などを重要課題としています。

「人権教育のための世界計画」：P 1 ※3

<第1フェーズ行動計画 平成17(2005)年～平成21(2009)年>

<第2フェーズ行動計画 平成22(2010)年～平成26(2014)年>

人権教育プログラムの実施を促進するため、第1・第2と連続したフェーズからなる「行動計画」を示しています。なお、目的は以下のものとしています。

- (a) 人権文化の発展を促進する。
- (b) 国際文書に基づいた人権教育の基本原則及び方法論への共通理解を促進する。
- (c) 国家、地域及び国際レベルにおける人権教育への関心を確保する。
- (d) あらゆる関係主体による行動のための共通な集約的枠組を提供する。
- (e) あらゆるレベルにおいてパートナーシップと協力を増進(第2フェーズでは「強化」)する。
- (f) 成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させるために既存の人権教育計画を評価及び支援する。(第2フェーズでは「既存の人権教育計画を調査、評価及び支援し、成功事例を強調し、それを継続又は拡大するインセンティブを提供し、新たな事例を発展させる」)

また、平成17(2005)年からの行動計画では、「人権教育」について、「知識の共有、技術の伝達、及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う、教育、研修及び情報である」と定義されています。

「人権週間」：P 12 ※19

期間は12月4日から10日まで。国連で世界人権宣言が採択された12月10日(世界人権デー)を最終日とする1週間を期間と定め、関係機関や団体等と協力し、広く国民に人権意識の高揚を呼びかけています。

高知県では、人権週間中の行事として、広く県民の方々が参加できる「じんけんふれあいフェスタ」を開催しています。

「人権に関する県民意識調査」：P 17 ※26

平成24(2012)年の8月下旬から9月初旬に高知県文化生活部人権課が実施した意識調査です。調査機関は株式会社クリケット。対象は高知県内在住の成人(選挙人名簿に登録されている者)、3,000人とし、1,351人から有効回答を得ました。調査方法は、無記名による郵送法で行っています。

また、本基本方針において、意識調査の結果の図で表記している「今回調査」とは、この平成24(2012)年度実施の県民意識調査のことをさします。なお、この意識調査の結果については、県文化生活部人権課のホームページに掲載しています。

「人権文化」：P 1 ※A

「人権という普遍的な文化」と同義です。「人権教育のための国連 10 年」では、その基本理念として「人権という普遍的な文化」を掲げ、その意味することは、人権についてお互いが理解し、尊重しあう暮らしのなかの一つの文化（人権文化）として、当たり前になっている社会の在り方をいいます。

「人権擁護委員」：P 15 ※22

人権擁護委員は、「人権擁護委員法」（昭和24（1949）年5月制定・平成11（1999）年12月最終改正）に基づいて各市町村に置かれ、国民の基本的な人権が侵犯されることのないように監視し、若し、これが侵犯された場合には、その救済のため、すみやかに適切な処置を採るとともに、常に自由人権思想の普及高揚に努めることを使命とする公職です。委員については、市町村の推薦により法務大臣が委嘱します。

なお、人権擁護委員は、法務大臣が定める各都道府県の区域ごとに「人権擁護委員協議会」を組織し、人権擁護委員の職に関する連絡・調整や資料及び情報収集、研究などを行います。

「人権擁護委員連合会」：P 15 ※23

「人権擁護委員法」第16条第2項により、人権擁護委員協議会（以下、協議会）が都道府県ごとに組織するものです。この連合会は、協議会の任務に関する連絡及び調整などを行います。なお、各都道府県の連合会は、「全国人権擁護委員連合会」を組織しています。

「人権擁護施策推進法」：P 2 ※4

平成8（1996）年12月26日公布・平成9（1997）年3月25日施行。この法律では、目的について第1条で「この法律は、人権の尊重の緊急性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに、必要な体制を整備し、もって人権の擁護に資することを目的とする。」と示しています。

なお、この法律は、時限法であり、平成14（2002）年3月25日をもって失効しています。

「新子どもプラン」：P 30 ※43

平成14（2002）年度からの完全学校週5日制の実施にともない、平成11（1999）年度から平成13（2001）年度までの3年間に地域で子どもを育てる環境の整備を目指した「全国子どもプラン（緊急3ヶ年戦略）」の実績を踏まえ、関係省庁の協力を得ながら、継続的に子どもたちの体験活動機会の充実などに資する施策を推進するために策定したプランです。

「世界エイズデー」：P 54 ※76

WHO（世界保健機構）は、昭和63（1988）年に世界的レベルでのエイズまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消を図ることを目的として、12月1日を「世界エイズデー」と定め、エイズに関する啓発活動等の実施を提唱しています。なお、平成8（1996）年より、WHOに代わってUNAIDS（国連合同エイズプログラム）が提唱者となっています。

「セクシュアルハラスメント（セクハラ）」：P 11 ※18

職場において行われる、労働者の意に反する「性的な言動」に起因するもので、「対価型」と「環境型」があります。「対価型」とは、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応により、その労働者が解雇、降格、減給などの不利益を受けることです。「環境型」とは、労働者の意に反する性的な言動により労働者の就業環境が不快なものとなったため、能力の発揮に重大な悪影響が生じるなど、その労働者が就業するうえで看過できない程度の支障が生じることです。

【 夕 行 】**「男女共同参画社会基本法」：P 22 ※30**

平成11（1999）年6月23日公布・施行。男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定されています。

◆ 用語解説 (50音順)

「男女共同参画週間」：P27 ※38

「男女共同参画社会基本法」の公布・施行日である平成16（2004）年6月23日を踏まえ、毎年6月23日から29日までを週間として定めて、国や各県等で男女共同参画社会基本法の目的や基本理念について理解を深める様々な取組が実施されています。

「地域包括支援センター」：P44 ※57

地域住民の心身の健康の保持、生活の安定、保健・福祉・医療の向上と増進のための援助や支援を包括的に担う地域の中核機関です。運営は、市町村または市町村から委託された法人が行います。

「同和対策事業特別措置法」：P17 ※25

同和地区の生活環境の改善、社会福祉の増進、産業の振興、職業の安定、教育の充実、人権擁護活動の強化など、必要な措置を総合的に実施することを目的として、昭和44（1969）年に制定された10年間の限時法（後に、法期限を3年間延長）。国は、33年間に本法も含めて3度にわたり特別措置法を制定しています。

「同和対策審議会答申」：P17 ※24

昭和40（1965）年答申。同和対策審議会が、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方策」について諮問を受け、約4年をかけて審議を行いまとめたものです。なお、この答申は、戦後の同和行政の大きな指針となっています。

「同和地区」：P17 ※27

同和問題は、日本固有の問題であり、その早期解消を図るため、昭和44（1969）年に公布・施行された「同和対策事業特別措置法」から始まって、昭和62（1987）年に施行された「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が平成14（2002）年3月に失効するまでの間、法律で一定の地域が「対象地域」と指定され、環境改善や同和教育・啓発などの取組が進められてきました。「同和地区」とは、これらの法律で指定されていた地域をさします。

「ドメスティック・バイオレンス：DV (Domestic Violence)」：P10 ※16

一般的には「夫婦や恋人など親密な関係にある男女間における暴力」という意味で使われます。暴力の種類には、身体的暴力、精神的暴力、社会的暴力、経済的暴力、性的暴力などがあり、最近では若者間での「デートDV」が問題となっています。なお、DVについては、女性だけでなく、男性が被害者になるケースもあります。

【ナ行】

「ノーマライゼーション」：P46 ※63

障害のある人を特別視するのではなく、社会のなかで普通の生活が送れるように条件を整えるべきであり、障害のある人もない人も共に生活し、活動できる社会こそ当然の社会であるとする考え方です。

【ハ行】

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）：P22 ※32

平成13（2001）年4月公布・同年10月施行。平成16（2004）年改正。平成19（2007）年改正。平成25（2013）年改正（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に名称変更）。配偶者からの暴力を「配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下「身体に対する暴力等」という。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。」と定義しています。

なお、「配偶者」には、婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」を含み、男性、女性の別を問いません。さらに、離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受ける場合を含みます。

「発達障害」：P48 ※68

「発達障害者支援法」には、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されています。

「バリアフリー」：P47 ※65

主に高齢者や障害のある人が生活するうえで、支障となる物理的・精神的な障壁（バリア）を取り除くための取組や障壁を取り除いた状態のことをいいます。

「パワーハラスメント（パワハラ）」：P11 ※17

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。なお、上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間など、様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。（平成24（2012）年1月 職場のいじめ・嫌がらせ問題に関する円卓会議ワーキング・グループ報告より）

「犯罪被害者週間」：P73 ※86

期間は11月25日から12月1日まで。「犯罪被害者等基本法」の成立日である12月1日以前の1週間が、「犯罪被害者週間」と定められています。期間中は、集中的な啓発事業等の実施を通じて、犯罪被害者等がおかれている状況や犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏への配慮の重要性等について、人々の理解を深めることを目的としています。

「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（犯罪被害者等給付金支給法）：P69 ※83

昭和55（1980）年公布・昭和56（1981）年施行。平成13（2001）年の改正により、名称が「**犯罪被害者等給付金の支給等に関する法律**」に変更になったが、平成20（2008）年の改正で、もとの名称に戻っています。

「犯罪被害者ホットライン」：P70 ※84

犯罪の被害に遭われた方の心の悩み等に関する相談窓口です。
高知県警察本部警務部県民支援相談課被害者支援室（電話）088-871-3110

「ハンセン病を正しく理解するフォーラム」：P61 ※80

国立療養所大島青松園が主催で開催しており、四国4県もちまわりで毎年1回、ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発を図り、偏見や差別の解消に努め、ハンセン病療養所入所者等の福祉の増進を図ることを目的に実施しているフォーラムです。

「避難行動要支援者」：P81 ※90

要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者のことをいいます。

「避難所運営訓練（HUG）」：P83 ※91

HUGは、H（hinanzyo避難所）、U（unei運営）、G（gameゲーム）の頭文字を取ったもので、避難所運営をみんなで考えるための一手法として静岡県で開発されました。この訓練では、避難者の年齢や性別、それぞれが抱える事情が書かれたカードを使って、高齢者や障害者など要配慮者への対応や、炊き出し場や仮設トイレといった生活空間の確保、視察や取材対応など、避難所で起こる様々な出来事に対して、グループ内で意見を出し合いながら避難所の運営を模擬体験します。

「PDCAサイクル」：P88 ※96

Plan（計画）→ Do（実行）→ Check（検証）→ Action（改善）の4段階を順に繰り返すことによって、継続的に業務を改善する手法のことです。

◆ 用語解説 (50 音順)

「部落差別をなくする運動」強調旬間：P20 ※28

期間は7月10日から20日まで。同和問題の解決に向け、県民一人ひとりが取組を進めていく必要があることを広く県民にアピールするため、県が市町村などの協力を得て、この期間中に講演会やテレビ・ラジオなどによる啓発事業を実施しています。

【ラ行】

「隣保館」：P88 ※95

地域社会全体のなかで、福祉の向上や人権啓発のための住民交流の拠点となる地域に密着したコミュニティーセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業等を総合的に行うことを目的として、市町村が設置・運営している施設です。

「レッドリボン運動」：P57 ※79

エイズへの理解のしるしとして胸に赤いリボンを付ける運動で、エイズで命を失った友人を追悼するため、ニューヨークの芸術家たちが胸に赤いリボンを付けたことに由来しています。

「老人週間」：P45 ※58

国民の祝日に関する法律が改正され、「敬老の日」が「9月15日」から「9月の第3月曜日」に改められたため、平成14(2002)年からは9月15日を「老人の日」とし、同日から9月21日までを「老人週間」としています。

【ヤ行】

「役割分担意識」：P23 ※35

「男は仕事、女は家庭」といった性の違いによって役割を固定したものを「役割分担意識」といいます。そういった考えは働く女性にとって社会労働と家事労働の二重負担になっていきます。女性が広く社会活動をするなか、性による分業や男女を異なって取扱うことは、公正とはいえません。性別役割意識を解消して本当の意味での男女平等、対等なパートナーシップを築いていくことが必要です。

「ユニバーサルデザイン」：P53 ※74

文化や言葉の違い、老若男女といった差異、障害や能力の違いを問わずに、あらゆる人が利用できる施設・製品・情報の設計(デザイン)を言います。バリアフリーが「障害者などが生活していくうえで障壁となるものを取り除くこと」をさすのに対して、ユニバーサルデザインは、「もともと障壁がない環境デザイン」のことをいいます。

「要配慮者」：P80 ※87

「災害対策基本法」第8条第2項第15号において、「高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」と規定されています。

【ワ行】

「ワークライフバランス」：P38 ※51

「仕事と生活の調和」のことであり、現在は、若者の自立、就職問題から、非正規労働者の処遇の問題、過労死対策を含めた労働時間問題や年休取得促進、さらには、時間当たりの生産性の問題までが、その内容として言及されています。なお、かつて「職業生活と家庭生活の調和」等の用語で表現された、主として女性がライフコース上で直面するいわゆる子育てや介護と仕事の関係の調整問題も含んでいないわけではありません。